

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

(2) 第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、

「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第5条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(理 由)

本市人事委員会の勧告等を考慮して、本市の一般職の任期付職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当を引き上げるため、本案を提出する。